

# 三輪車 No.3

本人支援の輪 地域連携の輪 地域課題解決の輪

本人主体の方向性を重要し、地域連携と伴走型支援を目指します。

## もくじ

巻頭言 本人の真の声を実現せよ！

“Nothing about us without us !”

特定非営利活動法人 静岡市障害者協会 会長 牧野 善浴 — 1

特集 論考【サービス等利用計画】の完全義務化とセルフプランへの懸念 — 2

平成 26 年度 障害者相談支援推進事業の課題（報告） — 3

障害者相談支援職員研修会及び関連分野の研修の開催の報告 — 4

平成27年4月からいわゆる「計画相談」が義務化された。障がいのある人が福祉サービスを使うには「ケアプラン」（サービス等利用契約）がないと使えなくなった。この点で高齢者の介護保険制度に似た制度になったが、障がいの者の制度の方が複雑で分かりにくく、手続きに時間が掛かる。完全実施までに3年の移行期間があったが、本格化したのは25年度からであるため、まだケアプラン未作成の人もおり、静岡市では27年度は「セルフプラン」で対応

### 計画相談

## 本人の真の声を実現せよ！

“Nothing about us without us !”



特定非営利活動法人 静岡市障害者協会 会長

牧野 善浴

（静岡市重症心身障害児（者）を守る会）

しようとしている。実は、本人や家族からは不平・不満の声が出ていた。「早くプランを作ったが、内容に不満が・・・」、「作ろうと思って相談支援事業所にお願ひしても、手一杯でできません」と断られた、「セルフプランを作るように言われたが、どうしたらいいか？」など。詳細は、本特集の中で現状と今後の対応を解説するが、ここでは少し大きく、全体を考える。

計画相談は、本来、「障がいがある人の生活や人生に関する意向」を実現するため、「本人に必要なサービスや本人が希望するサービスを探し、組み合わせるケアプランを作り、関係者との会議をもって進めていくこと」である。計画相談の肝は人材であり、相談支援専門員という障がいの者版のケアマネージャーだ。本人の声を真摯に聴き、本人の味方となり、サービス提供事業所などの担当者会議の場や個別事業所との調整の場で、意向の実現のために汗を

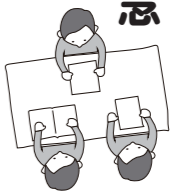
かく頼もしい存在だ。ただ使えるサービスが少ないなど、希望通りのプランはなかなかできないが、現実的な答えを出さなければならぬというジレンマを抱える。

彼らを応援し、計画相談が円滑に行われる環境を作ることが基幹相談支援センターである当センターの役割だ。そして、何をどうしたらいいかを考え、相談員や不足するサービスを増やしたり、対応が難しい事例に因應するしくみを作ったりすることを自立支援協議会や施策推進協議会につないでいくことが重要になる。

標記の英語のフレーズは、直訳すると「私たちについて（○○するときに、私たち抜きでは無た<sup>なし</sup>」で、日本語としてこなれていないが、本人主体を分かりやすく表現している。砕けた意識は「私たち抜きに私たちのことを決めるな」だ。この言葉を肝に銘じて取組みたい。



# 【サービス等利用計画】の完全義務化とセルフプランへの懸念



静岡市障害者協会 事務局長  
相談支援専門員 堀越英宏

## 1 静岡市の計画相談の状況

本市の第4期静岡市障がい福祉計画では、計画相談の進捗状況について、『①計画対象者数(サービスを受ける人全員)に対し事業所数が不足している。②事業所の新規開設の誘導や相談支援専門員の増員を促す必要がある。』と記載されている。平成27年3月末で、市内の計画相談支援事業所は25箇所となったが、新規の受入は依然として困難な状況にある。

平成26年9月の静岡県における計画相談支援の実績は、47・9%で全国35位であり、障害児相談支援の実績は58・8%で全国23位であった。静岡市単独では、5〜6%

ほど上回るものの、不足している現状は同様である。

## 2 厚生労働省の持つ危機感

厚生労働省は、計画相談の達成状況が全国平均で50%台であることに危機感を示し、「計画相談支援等の緊急的な対応について」という通知を平成27年1月に発出している。この通知は、『①平成27年度以降の支給決定の際に、遅滞なくサービス等利用計画案等が作成できるか懸念されることから②緊急かつ暫定的な措置として、各市町村の責任において、サービス等利用計画案等の代替となる計画案(以下「代替プラン」という。)を作成するようお願ひする。』という内容である。

また市町村が作成する「代替プラン」の内容及び質については、計画相談事業所が作成するサービス等利用計画案等と同等の水準となるよう注意喚起している。すなわち、代替プラン作成の際には、居宅の訪問、本人ニーズの聞き取り、確認、関係者とのサービス調整会議

の実施、モニタリングの実施等の一連の支援を行うこととなる。

## 3 ケアマネジメントなきセルフプランへの懸念

サービス等利用計画の完全実施に対して、静岡市が打ち出した解消策は、市による代替プランは選択せず、利用者自身(児童は保護者)が作成する「セルフプラン」の作成のみとなった。

セルフプランに対する大きな懸念は、通常行われる「サービス調整会議」と「モニタリング」が省かれていることで、障害福祉サービス提供事業者と利用者の間にとって調整するケアマネージャーを利用できないこと、つまりケアマネジメントが活用できないことにある。

障がいのある方が、地域で自立した生活を送るためには、住み慣れた地域の様々なサービス資源や、保健・医療・福祉・教育・就労等をはじめとする様々な領域のサービスを上手に使ったり、地域の障がい者に対する意識やかかわりを深めたり、また、地域(又は利用者・

家族)が有している『強さ』や『力』を引き出していくことが必要となる。しかし、それは容易にできるものではない。これらのことを、障がい者のおかれている状況等を踏まえ、適切かつ総合的に課題調整する技法がケアマネジメントである。しかし、セルフプランの作成過程の中にこのケアマネジメントは含まれていない。

## まとめにかえて

計画相談事業所がまだまだ少ない現状から、暫定措置であるセルフプランの作成が、制度の趣旨から離れ、計画相談事業所に引き継がれることなく、恒常的な制度になる可能性はかなり高い。行政には、新規事業所の誘導等、更なる解消策を期待している。

セルフプランは、障がい当事者や家族だけで作成されるものではない。セルフプランを作成する場合は、是非最寄りの委託相談支援事業所(市内11ヶ所)に相談していただきたいと願っている。

## 平成26年度 障害者相談支援推進事業の課題(報告)

平成27年度も5月に入り初夏を迎えた。当協会の近くの駿府城公園も新緑が目まぶしい。今回の報告は、紙幅の都合もあり、相談業務の中で大きな課題を取り上げることとする。

### 1 触法系障がい者の事例の増加

平成26年度においては、④執行猶予中の障がい者の生活支援、⑤不起訴案件の障がい者の継続相談、⑥少年院退院者の継続相談、⑦1ヶ月の保護観察付の矯正施設退所者の支援、⑧県外矯正施設の満期退所者の緊急支援他、⑨警察が検察庁に送致しない案件、⑩障がい者同士のトラブルによる事件も多くあった。これらの案件は、緊急かつエンドレスな支援になりやすく、しかも給付がないことで費用の回収ができず、当センターから各区のセンターに引き継ぎにくく、事業所の過大な負担となっている。

こうした中で、『触法等特別なニーズのある障がい者への支援を考える勉強会』を開催し、東海エリア、静岡県トラブルシューターネットワークとの合同研修を開催する等、関係機関との連携を模索している。



### 2 権利擁護・虐待の防止

成年後見制度の利用については、『市長申し立て』がなかなか進まない事情もあり、後見相当の方であっても、家庭裁判所に本人申し立ての形で申請を急ぐ事例が多く、専門相談員(行政書士)の支援を得て、申請を行っている(年間12件・相談件数外・無料相談)。

虐待の防止については、『静岡市虐待防止センター』の機能を当センター及び他の相談支援事業所に委託することで、制度の周知が進んでいる。これは全県の虐待通報件数の半数が静岡市への通報であることに現れている。障がい者福祉サービス事業所の虐待通報案件は養護者の虐待に比べ圧倒的に少ない。これは事業所内部で解決しているものについても通報する

という障害者虐待防止法の仕組みが理解されていないことが一因とも思われる。また、養護者等の虐待案件については、被虐待障がい者の保護先の確保が難しく、各区担当課の努力により市外施設も確保していただいているが、やむをえず在宅やグループホームで支援を続けているケースもある。今後は、行政と入所施設の連携の下、ご協力いただき、虐待対応居室がいつも使えるような状態にしておきたい。

### 3 困難事例の解決に向けて

障害者虐待事例の養護者支援を考えるにあたり、地域資源(特に強度行動障がい者の受け入れ先)の活用が困難な事例が多く見られた。困難事例が地域課題として認識され、その解決方法を関係機関で探り、新たなサービスを創り上げることが自立支援協議会の使命であるが、その基礎は、相談事例にいていねいに対応することに尽きるのではないだろうか。事例の蓄積が静岡市の障がい者支援の充実につながるよう一層の努力と提言を行って行きたい。

障害者 110番

静岡市障害者相談支援推進センターでは、障害者110番相談窓口を開設しています。

受付時間

《常設窓口》 月～金 9時～17時

相談方法 電話 054-275-1816 (9時～17時)  
FAX 054-275-1818 (24時間受付)

お休み 土日祝祭日 年末年始

(文責 堀越)

とりわけ、困難な状況の中で、勇気をふるい、胸襟を開き相談に来ていただいた利用者の皆様に心から御礼申し上げます。

おかげ様で平成26年度の『障害者相談支援推進事業』も前述したような様々な課題を抱えながらも、無事に終了することができました。これも、静岡市をはじめ市内相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、病院、関係機関団体等の皆様のご協力の賜物と感謝申し上げます。

## 障害者相談支援職員研修会及び関連分野の研修の開催の報告

### 第 1 回 相談支援担当職員研修会・障害者 110 番相談員研修会

- 日 時 平成 26 年 5 月 21 日 (水) 静岡市中央福祉センター 大会議室
- 第 1 部 テーマ 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業) の理解と障害者相談支援事業所との連携について
- 講 師 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センター 所長 西尾陽子 氏
- 第 2 部 テーマ 生活保護制度と生活困窮者自立支援法の仕組の理解
- 講 師 静岡市保健福祉局福祉総務課 生活支援・自立推進係 主幹兼係長 山内智之 氏



### 第 2 回 リワーク研究会

- 日 時 平成 26 年 6 月 11 日 (水) 静岡市中央福祉センター 大会議室
- 基調講演 『発達障害のある人の就労支援における課題』
- 講 師 静岡県発達障害者支援センター 所長 岡田祐輔 氏
- 指定発表 『企業における発達障害者の就労支援』
- こころの相談室マザリーカウンセリング 主宰 高林真子 氏
- 『発達障がい者 (児) の就労支援の実践と課題』
- 静岡障害者職業センター 主任 障害者職業カウンセラー 吉川真弓 氏
- 『発達障がいのための心理療法』
- あおいクリニック 専門健康心理士・精神保健福祉士 酒井田愛香 氏
- 『教育の場における思春期の発達障がい児者の支援』
- 足立区教育委員会 スクール・カウンセラー 臨床発達心理士 粉山実穂子 氏



### 第 2 回 相談支援担当職員研修会・障害者 110 番相談員研修会

- 日 時 平成 26 年 7 月 18 日 (金) 静岡市中央福祉センター 大会議室
- 講義とグループワーク 「相談支援者に求められる『ファシリテーションのスキルとこころ』」
- 講 師 NPO 法人 日本ファシリテーター協会 フェロー 鈴木まり子 氏



### 第 3 回 「触法等特別なニーズのある障がい者への支援を考える勉強会」 東海エリア・静岡トラブルシューター・ネットワーク共催

- 日 時 平成 26 年 9 月 22 日 (月) 静岡刑務所見学会及び、静岡市中央福祉センター 大会議室
- 見 学 静岡刑務所見学会 (車イス利用者 2 名参加)
- 報告Ⅰ ①昨年度研修の振り返り ②トラブルシューター基礎研修について 社会福祉法人 浜松協働学舎 高木誠一 氏
- 報告Ⅱ 実践報告 社会福祉法人 浜松協働学舎 村松徹弥 氏
- 報告Ⅲ 静岡地区での触法障がい者への支援状況について NPO 法人 静岡市障害者協会 事務局長 堀越英宏



### 災害時要援護者支援シンポジウム

- 日 時 平成 27 年 2 月 7 日 (土) グランシップ 会議室 910
- 基調講演 「東日本大震災の要援護者支援の現場から伝えたいこと」
- 講 師：なとり生活支援センター窓 (相談支援事業) 水沼恵子 氏
- 発 題 「東日本大震災の現場から当事者団体として伝えたいこと」
- 発題者：宮城県重症心身障害児 (者) を守る会 会長 秋元俊通 氏
- シンポジウム (情報提供、当事者・地域・防災ボランティアの立場から)
- まとめ (課題と提案) 助言：江原勝幸 氏



### 虐待・強度行動障害研修

- 日 時 平成 27 年 2 月 13 日 (金) 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 第 1・2 研修室
- 内 容 第 1 部 『強度行動障害と障害者虐待』
- 講 師：社会福祉法人 浜松協働学舎 高木誠一 氏
- 第 2 部 『強度行動障害とは』
- 講 師：社会福祉法人 横浜やまびこの里 中村公昭 氏



### 平成 26 年度静岡市障がい者のための生涯学習会

- 日 時 平成 27 年 2 月 22 日 (日) 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 第 1・2 研修室
- 内 容 「ご存知ですか？地域での暮らしを支える権利擁護の仕組み」
- 講 師：ふるい後見事務所 社会福祉士 古井慶治 氏

